

廿日市市集会所取扱要領

(市有集会所)

令和6年1月現在

集会所に関するお問い合わせ先

廿日市市 地域振興部 まちづくり支援課

住所 廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 (直通) 0829-30-9138

佐伯支所 地域づくり係

住所 廿日市市津田1989番地

電話 (直通) 0829-72-1112

吉和支所 地域づくり係

住所 廿日市市吉和1886番地1

電話 (直通) 0829-77-2112

大野支所 地域づくり係

住所 廿日市市大野一丁目1番1号

電話 (直通) 0829-30-2005

地区住民のコミュニティづくりの推進を図るため、地区に根ざした自主的なコミュニティ活動の場である集会所について、次のように整備・支援します。

1 集会所の設置基準について

- (1) 集会所の整備基準は、原則、歩いて集まれる範囲内を目標とし、既存集会所からの距離及び地区の世帯数が次に該当する場合に整備します。
 - ア 市街地（市街化区域内）の場合
既存集会所から600m以上の距離を隔て、半径300mの中に200世帯程度の住民が居住する地区であること。
 - イ その他の地区の場合
既存集会所から1,200m以上の距離を隔て、半径600mの中に100世帯程度の住民が居住する地区であること。
（ただし、世帯数は、地域特性により30世帯程度まで考慮します。）
- (2) 隣接集会所との間が山地、主要幹線道路等により遮断されている場合は、利用に際しての利便性、危険性その他特殊事情を考慮し、別途協議の上整備するものとします。
- (3) 原則として、2つ以上の町内会等が共同で利用するものとします。
（ただし、1町内会単位が400世帯以上又は山間部の場合は除きます。）

2 集会所の名称等について

- (1) 新設整備する集会所の名称は、原則として住居表示実施区域内にあっては、新町名を使用します。同一町名に2以上の集会所が整備される場合は、整備順に第一、第二集会所とします。
- (2) 住居表示実施区域以外に整備される集会所にあっては、整備地区以外の者にも分かりやすい地名を付けます。

3 用地について

- (1) 集会所の敷地面積は、250㎡を基準とします。
- (2) 原則として、用地は市が買い取ります。

4 建物について

- (1) 建物の延床面積は、おおむね110㎡とします。ただし、次の場合は、110㎡未満となる場合があります。
 - ア 建築基準法、地区計画等の基準によって面積が制限される場合
 - イ 頻繁に利用すると考えられる世帯の数が極めて少数である場合
- (2) 構造は、木造、スレートぶき、平屋建てとします。
- (3) 市において、空調設備用空配管を設けます。
- (4) 敷地外周の防護フェンスは、転落等による危険防止その他により、必要な場合に取り付けます。
- (5) 建築費単価は、予算の範囲内で既設集会所と同程度の仕様とします。
- (6) 建築は、地元と十分協議し、予算及び建築基準法等の法的制限の範囲内で可能な限り、地元の要望を取り入れます。

5 集会所管理運営委員会について

集会所管理運営委員会は、集会所の管理運営を担う組織で、集会所周辺の町内会等で構成されています。運営内容について地域の方々にご理解、信任をいただくため、次の2点をお願いします。

- (1) 収支及び運営内容について明らかにするとともに、会計監査及び地域住民への報告をお願いします。
- (2) 利用方法（開館時間、利用料金等）の決定及び規則等の作成をお願いします。
 - ア 集会所運営規則（運営の約束事）
 - イ 集会所使用規則（集会所使用の申し合わせ事項）規則等の変更があれば、確認のために市まで提出をお願いします。

6 新築時の備品について

- (1) 新築時に必要な備品は、集会所管理運営委員会等で購入してください。
経費は68万円を限度として補助します。ただし、合計額の1,000円未満の端数は、切り捨てるものとします。
- (2) 次に掲げるものを基本としますが、種類及び数量については、地元で調整をして決定をしてください。なお、その他集会機能に必要な備品で市長が特に認めたものも対象とします。
長机（座卓兼用）20台、折畳椅子50脚、扇風機3台、掃除機1台、時計1台、灯油ストーブ3台、行事黒板1台、ホワイトボード1台、書庫（ガラス戸、スチール戸）1セット、折畳椅子収納台車2台、ガスコンロ1台、エアコン1台
- (3) 上記以外の備品・消耗品を必要とする場合は、地元負担とします。
- (4) 次に掲げる建物に付設されているものは市で整備します。
作り付け下駄箱、換気扇、カーテン、食器戸棚、流し台、コンロ台、消火器、車椅子用可動式スロープ、倉庫内作り付け棚

7 維持管理について

- (1) 維持管理は、廿日市市地区集会所使用許可に関する要綱（第2条ほか）の規定に基づき、集会所管理運営委員会等が行います。
- (2) 維持管理に要する費用の負担区分は、次のとおりとします。
 - 【市費負担のもの】
 - ア 建物に対する火災保険料
 - イ 主要構造部に係る改修及び修繕工事費（10万円を超えるもの）
 - ウ 借地の場合は借地料
 - エ その他特に市長が定めるもの
 - 【地元負担のもの】
 - ア 光熱水費
 - イ 燃料費
 - ウ 消耗品費
 - エ 浄化槽維持管理費、法定検査料または下水道使用料
 - オ 植木、敷地、フェンス等の維持管理に要する費用
 - カ 初度備品等の修理及び更新に要する費用

- キ その他維持管理に要する費用
- (3) 維持管理費について、各地元に一定の負担を求める理由は、次のとおりです。
- ア 集会所は、地区に根付いた地区内住民のための施設であり、地元の自由裁量により運用することとしているため。
- イ 地元が利用料金を徴収し、その費用を維持管理費に充当しているため。
- ウ 集会所の利用頻度は地区により異なることから、維持管理に必要な費用も実情に応じた支出となるため。

8 維持管理に関する補助金について

- (1) 年間一集会所につき1万円＋建物面積1㎡あたり100円を乗じた額を補助します。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てます。
- (2) 申請は、補助金交付申請書に必要な書類を添付し、市に提出してください。

9 修繕料等負担区分について

- (1) 修繕が必要となった場合は、別表「修繕料の負担区分表」の基準により、市費及び地元負担とします。
- (2) 別表の「市費負担により修理するもの」に該当し、修繕に要する費用が10万円を超える場合に、市費負担で行うものとします。
- (3) 屋根の塗装工事及び内・外装等の明装工事は、次に掲げる基準に適合するときに対象とします。ただし、期間が対象となる場合であっても、修繕の必要が特に認められないときは対象となりません。
- ア 屋根塗装 前回の塗装から交付年度を含めて5年以上経過し、全面の塗装を行うもの。
- イ 外壁明装 前回の明装から交付年度を含めて8年以上経過し、外壁面のうち1面以上の明装を行うもの。
- ウ 内壁明装 前回の明装から交付年度を含めて10年以上経過し、集会所1室以上の内壁面の明装を行うもの。
- (4) 市費負担による修繕は、予算の範囲内で行います。あらかじめ予測されるものについては、予算編成前（毎年9月末）までに見積書等必要な書類を添付の上、地域振興部まちづくり支援課又は各支所の地域づくり係に協議してください。
- (5) 使用者の重大な責めによるものは、使用者の負担とします。

10 増改築について

- (1) 市有集会所の増改築は、費用を地元が負担する場合に限り、廿日市市地区集会所使用許可に関する要綱第8条第3項の規定に基づき、市長の許可を得て施工できるものです。
- なお、集会所に隣接する公共施設へ移転、撤去等が生じる場合は、事前に利用しようとする施設の管理者と協議してください。
- (2) 建築確認申請を要しない軽易なもの(10㎡未満)は、別記様式による地区集会所増改築等申請書に配置図、平面図、立面図、寸法等必要な書類を添付し、別記様式の増改築等許可書による市長の許可を得て施工することができます。
- (3) 建築確認申請を要するもの(10㎡以上)は、事前に地域振興部まちづくり支援

課又は各支所の地域づくり係と協議し、別記様式による地区集会所増改築等申請書に建築確認申請に必要な書類を添付し、建築確認及び別記様式の増改築等許可書による市長の許可を得て施工するものとします。

- (4) 増改築等の工事が完了したときは、別記様式による地区集会所増改築等工事完了届を提出してください。
- (5) 市の都合により、撤去を求められた場合は、地元負担により速やかに現状に復してください。
- (6) 維持管理費補助金の算出にあたっては、増改築による増床部分についても基準面積に算入します。

11 返還について

- (1) 廿日市市地区集会所使用許可に関する要綱第12条の規定に基づき、市有集会所を市に返還しようとする場合は、事前に市まで相談・協議のうえ、所要の手続きや事務処理を行ったのち、別記様式による集会所返還届を、返還の1月前までに市に提出してください。

- (2) 返還の意思表示は、地域の総意によるものでなければなりません。
このことを十分に確認したうえで、各集会所の管理規定や、町内会の規約等の定めによる手続きを踏まえる必要があります。

返還届提出の際には、地域の意思を決定した際の書類、議事録等が必要です。

- (3) 検討の際には、次のことに留意のうえ、地域における集会やそのほかの活動に支障が出ないかどうかを、十分に確認してください。

ア 地域における身近な話し合いや活動の場が、無くなること。

イ 地域の活動に係る、身近な資機材等を保管できる拠点が、無くなること。

ウ 災害時等の避難場所や非常用備蓄の拠点が、近くに無くなること。

- (4) 返還に際しては確認すべき事項があり、引渡しまでにその事務処理が必要となります。

ア 関係団体(各地区町連、子ども会等)や利用者との確認、調整等

イ 加入している公共料金について、解約及び料金の支払いの完了

ウ 浄化槽設置の場合について、清掃等及び所要の届出

エ 借地の場合について、貸主の了承の取り付け

オ 用具・荷物等の処分

カ その他個別に必要と考えられる確認及び事務処理

- (5) 市は、集会所の実態を調査し、使用者と双方で確認を行ったのち、鍵の返還及び引渡しを受けます。

原則として、年度末時点での返還（引渡し）としています。

- (6) 他の集会所との公平性の観点からも、返還後の建物の一時利用（集会、荷物保管等）は、一切認められません。

また、返還後、再び集会所の設置を要望することはできません。

- (7) 返還後は、市が敷地・建物の維持管理をしますが、土地・建物については速やかに撤去及び売却等の財産処分を進めることとしています。

別表

修繕料の負担区分表（市有集会所）

	地元負担により修理するもの	市費負担により修理するもの
電気	・電球、蛍光灯の取替え ・照明器具の取替え ・その他修理全般	・主体構造部に係る工事を要する場合
給水	・蛇口、パッキン、給水栓の取替え ・給水管の修理 ・その他部分的修理	・主体構造部に係る工事を要する場合
排水	・修理全般	・主体構造部に係る工事を要する場合
内装	・修理全般	・一室の内装の大半の改装を必要とする場合
畳	・裏返し、表替え、更新	・なし
建具	・窓、ドア、ふすま、網戸の修理	・建具本体の更新を必要とする場合
棚	・修理全般	・大半の更新を必要とする場合
カーテン	・クリーニング ・カーテン、カーテンレール、金具の修理及び更新 ・その他修理全般	・なし
備品	・修理、更新	・なし
その他	・原則として地元負担	・なし

（注）市費負担による修理は、対象区分の修繕費用が10万円を超える場合を対象とします。